

質疑・回答書

告示番号	豊中市告示第188号	件 名	豊中市伊丹市クリーンランド余熱利用施設解体工事
No	質疑事項	回 答	
1	<ul style="list-style-type: none"> ・「1.5 解体工事の概要」のうち「本工事では、地下部はGL-2.00mまでの構造物の解体撤去を予定・・・」と表記されています。見積範囲は解体、土のやりとりを含めGL-2.00mの範囲と考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。 	<p>お見込みのとおりですが、GL-2.00mまでの構造物の解体工事に伴い、これ以深かつ想定地下水位以浅(GL-4m)の土壌を掘削することは可とします。</p>	
2	<ul style="list-style-type: none"> ・「2.2 工事適用範囲」各項目の御指示について、受領している資料からは石綿、石綿含有建材、PCB、汚染土、残置物等の数量が分かりません、数量等を御指示下さい。 ・数量等の御指示がない場合、調査費用を見積計上し撤去、処分、処置は見積外と考えて宜しいでしょうか。 	<p>数量の開示は行いませんので、提供した図面等から積算してください。なお、北側外壁塗材中の石綿調査及び調査結果に基づく労働基準監督署等との協議の結果必要となる可能性がある養生等の仮設工事並びに低濃度PCB分析に係る費用は設計書には見込んでいないので、必要となった際には、クリーンランドの指示により適切に実施するものとし、これら追加項目については別途協議とします。</p>	
3	<ul style="list-style-type: none"> ・「2.2 工事適用範囲」のうち(14)残置物の覆蓋とは「碎石層t=500」と考えて宜しいでしょうか。 ・GL-2m以下の部分には地下部分もあると思いますがその部分はどの様に処置を施すのか御指示下さい。 ・上記の仕様、数量について御指示下さい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・残置物の覆蓋とは、図3本工事の整地工事と跡地整備工事の關係に示したように、遮水シートを敷設するものです。 ・地下部分の処置については、3. 7 残置構造物保全・監視設備設置工事を参照して下さい。 ・仕様についても、同上を参照してください。数量については、提供した図面と特記仕様書から積算してください。 	
4	<ul style="list-style-type: none"> ・見積範囲を確認するため、工事範囲や数量が分かる資料を頂けないでしょうか。 	<p>提供した図面と特記仕様書から数量等を積算してください。</p>	